

栃木県奨学のための給付金（私立）事業事務取扱要領

この要領は、「栃木県奨学のための給付金（私立）事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第10条に基づき、事業の実施に関し必要な事項を定めるものである。

1 基準日について

実施要綱第3条に定める基準日は、毎年度の7月1日とする。ただし、秋入学など7月以降に入学することが定められている高等学校等に7月以降に入学した者については、入学日を基準日とする。

2 支給対象者について

実施要綱第3条各号に定める「居住地が栃木県内であること。」とは、栃木県内に住民票の住所があることをいう。また、同条第2号ハに定める「家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯」とは、家計急変発生後1年間の年収見込額について、「所得割合算額の見込が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯をいう。

3 高校生等について

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合は、給付対象外とする。

4 申請書類及び申請期限について

実施要綱第5条に定める申請書類は、栃木県奨学のための給付金（私立）事業受給申請書（様式第1号）、振込口座指定申出書（様式2号）及び以下の添付書類とし、原則として、知事が別に定める日までに知事宛てに申請を行うものとする。ただし、特段の事情があると認められる場合はこの限りではない。

(1) 生活保護受給世帯に扶養されている高校生等

ア 生活保護法第36条の規定による生業扶助を受けていることを証する書類（福祉事務所長が発行する生活保護受給証明書等）

イ 専攻科の高校生等については、個人対象要件証明書（様式第8号）

(2) 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（生活保護受給世帯を除く。）に扶養されている高校生等

ア 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることがわかる書類

(ア) 市町村が発行する非課税証明書等（基準日の属する年度のもの）又は個人番号カードの写しとする。

(イ) 給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、勤務先から配付される道府県民税及び市町村民税の特別徴収額の決定・変更通知書の写し、自営業者等の場合は、道府県民税及び市町村民税の非課税通知書の写しも可とする。

イ 保護者がいない場合は、高校生等の扶養状況が確認できる書類（高校生等の健康保険証の写し等）

ウ 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の場合は、その扶養状況が確認できる書類（当該兄弟姉妹の健康保険証の写し等）

エ 専攻科の高校生等については、個人対象要件証明書（様式第8号）

オ その他、知事が必要と認める書類

(3) 家計急変による経済的理由から、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯」に相当すると認められる世帯に扶養されている高校生等

ア 家計急変の状況の確認ができる書類（保護者等の離職票の写し等）

イ 保護者がいない場合は、高校生等の扶養状況が確認できる書類（高校生等の健康保険証の写し等）

ウ 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等の場合は、その扶養状況が確認できる書類（当該兄弟姉妹の健康保険証の写し等）

エ 専攻科の高校生等については、個人対象要件証明書（様式第8号）

オ その他、知事が必要と認める書類

5 支給決定について

実施要綱第6条に定める通知は、栃木県奨学のための給付金支給決定通知書（様式第3号）又は栃木県奨学のための給付金不支給決定通知書（様式第4号）により行う。

6 給付金の支給について

(1) 知事は、支給を決定した後、速やかに給付金を支給する。

(2) 支給方法は申請者の指定する口座への振込により行うことを原則とする。

(3) 高等学校等設置者が保護者等から委任状（様式第5号）の提出を受けた場合は、高等学校等設置者が給付金を代理受領し、当該保護者等が負担する学校徴収金にかかる債権に充当することができる。

この場合、高等学校等設置者は、知事に対し代理受領請求書（様式第6号）により奨学給付金の請求を行い、代理受領した後、速やかに学校徴収金にかかる債権の弁済に充て、保護者等に通知する。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、高等学校等設置者より保護者等へ支給する。

7 支給の取消し等

(1) 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の支給の決定を取り消し、既に給付金が支給されている場合は、期限を定めてその返還を命じるものとする。

ア 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき

イ 給付金の支給を受けることを辞退したとき

ウ その他給付金を支給することが適当でないとき

(2) 前項アの規定により返還を命ぜられた者は、その命令に係る給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた給付金の額につき、年 10.95 パーセント割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。また、知事が指定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(3) 知事は、前項の場合において、やむをえない事情があると認めるときには、当該者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

8 県内私立高等学校等にかかる事務

(1) 県内私立高等学校等は、申請者から申請書類が提出された場合は、申請書を取りまとめ、様式第 7 号を添付の上、申請書類を知事宛てに送付するものとする。なお、様式第 7 号については、申請書に添付する在学証明書に代わるものとして扱う。

(2) 知事は、県内私立高等学校等が行う当該給付金の申請事務について、予算の範囲内で事務費を支払うものとする。

9 その他

知事は、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため、本要領に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 26 年 6 月 30 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学した高校生等のいる世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 5 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 5 月 10 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日以降に高等学校等の第 1 学年に入学した高校生等の属する世帯を対象として行う給付金事業から適用する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、令和元(2019)年5月24日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和2(2020)年8月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

(申請書類)

2 令和2(2020)年度におけるオンライン学習の通信費に係る追加支給について、追加支給を受ける場合は、4に定める申請書類及び添付書類に、追加支給分についてオンライン学習の通信費に充てることの誓約書(様式第9号)を追加するものとする。